様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 　　　2024年　　12月　　18日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな） かぶしきがいしゃけーあい  一般事業主の氏名又は名称 株式会社KI  （ふりがな） きむらけいた  （法人の場合）代表者の氏名 木村圭汰  住所　〒840-0801  佐賀県佐賀市駅前中央1丁目8番32号  iスクエアビル5F  法人番号　9180301031478  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DXへの取り組み | | 公表日 | 2024年　　10月　　9日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 会社ホームページ ポリシー  https://kk-ki.com/dx | | 記載内容抜粋 | 【企業経営の方向性】  昨今のデジタル技術の進化により、業務効率が大幅に向上しています。当社では、労働人口の減少が進む社会において、DXを最重要課題と捉え、生成AIやクラウドツールなどの最新技術を積極的に導入しています。これにより、業務効率や質の向上を図りながら、お客様へのサポートをより充実させるとともに、持続可能な成長をお客様と共に実現できる環境づくりを目指しています。  【情報処理技術の活用の方向性】  当社はITツールを活用してお客様のDX推進をサポートしていくうえで、自社の運営においても最大限のデジタル活用をすることに努めます。  デジタル技術の活用として顧客開拓、コンサルティング業務、バックオフィスなど全ての業務においてデジタルツールを活用していきます。  また蓄積したデータを活用して営業リストやリサーチなどデータを取得・利用するすべての業務においてもITツールを活用することに努めます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会設置会社ではなく、会社の意思決定は代表取締役が承認機関としており、上記の内容は代表取締役による承認を受けている |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DXへの取り組み | | 公表日 | 2024年　　10月　　9日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | https://kk-ki.com/dx  DX推進の方策 | | 記載内容抜粋 | 社内でのデジタル技術の活用 クラウドツールやWeb会議を活用することで、フルリモートでの開発体制を実現しています。kintoneなどのクラウドツールを使った情報共有やWeb会議を通じ、リモート環境でも柔軟かつ効率的に業務を進めることができ、生産性を向上させています。  帳票・契約書のオンライン化  顧客へ提出する各種帳票や請求・契約業務をオンライン化することで承認時間や用紙に関する無駄を削減します。  生成AIを活用した業務効率化 システム開発におけるプログラミング業務や縦型ショート動画の企画立案の元ネタなどに生成AIを積極的に活用することで、開発業務の効率化やアイデア出しの時間短縮を図っています。ただし、生成AIで出力された結果をそのまま使用するのではなく、あくまで参考として扱い、最終的な品質やクリエイティブな判断は人間が行うことで、より高い付加価値を提供しています。  データ活用  kintoneなどのSaaSなどで顧客情報や営業活動のデータを記録します。それにより情報共有だけでなく、会社全体の集合知として各社員が営業のノウハウやトラブル時の対応などに有効活用できるものにします。  具体的には営業活動のデータを分析して、成約した営業時の資料を分析して各業界ごとにフィットした営業資料づくりに活かし、成約率向上を目指す。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会設置会社ではなく、会社の意思決定は代表取締役が承認機関としており、上記の内容は代表取締役による承認を受けている |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | https://kk-ki.com/dx  DX推進体制 | | 記載内容抜粋 | 代表取締役がDX経営のリーダーとして各担当者が主体的に業務を遂行できる体制を構築しています。 また生成AIといった最新技術に関しては代表取締役が自ら活用し、そのノウハウを社内で共有できるようにしています。  また従業員がでデジタル技術の活用とデータ分析などのスキルを取得できるように資格取得への業務時間を確保します。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | https://kk-ki.com/dx  DX戦略の環境づくり | | 記載内容抜粋 | ・クラウドITツールを活用した業務効率化・情報共有のシステム ・リモートワーク可能な環境づくり  ・請求書や見積書などのバックオフィスをITツール活用  バックオフィスの請求書などはITツールを活用することで作成時する業務効率やミスを防ぐことができます。  またクラウドによる情報共有により会社に出勤することなく、業務進めることができ、業務の柔軟性と生産性の向上を図ります。  上記の環境で、DX推進の環境構築を行いお客様への価値提供をしています。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DXへの取り組み | | 公表日 | 2024年　　10月　　9日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | https://kk-ki.com/dx  DX推進の達成状況の指標 | | 記載内容抜粋 | 生成AI導入による作業時間削減率 リモートでの開発率 契約及び帳票のオンライン率  データ分析によって成約となった案件数 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年　　10月　　9日 | | 発信方法 | <https://kk-ki.com/dx>「DX推進の取り組みに向けた代表メッセージ」として代表取締役が発信し、署名しています。 | | 発信内容 | 昨今のデジタル技術の進化により、社内DXの推進はますます重要となっています。当社では、これまでの社内業務におけるDX関連の取り組みを見直した結果、2024年10月時点で以下の課題が浮き彫りになっています。  リモート開発の環境が十分に整備されていない AIを活用した業務効率化が十分に進んでいない  これらの課題に対しては、「DX推進の方策」にて具体的な解決策を提示しており、DX推進の達成状況を示す指標と共に公開することで、当社のDXへの取り組みを発信していく考えです。今後もお客様により良いサービスを提供し続けるため、当社の社内DXを積極的に推進し、サービスの質をさらに向上させるよう努力してまいります。  代表取締役 木村圭汰 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年 10月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | DX推進指標による自己分析を行い、課題の把握を行っています。受付番号（202410AH00001307） |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年 10月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | SECURITY ACTION自己宣言（二つ星）を行っています。  自己宣言ID（41032796075） |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。